

平成27年6月25日

放送受信料にかかる強制執行の申し立てについて

NHKは本日、14都道府県の33人について、放送受信料の回収のため、強制執行の申立書をその所在地を管轄する地方裁判所に発送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる裁判所の手続きが確定しているにもかかわらず、依然としてお支払いをいただいております。5月21日までに強制執行の実施を予告したうえでお支払いをお願いしても、なお応じていただけなかったため、やむを得ず本日の申し立てに至りました。

今後は、裁判所の強制執行手続きにより、放送受信料の収納を図っていきます。

【申し立ての概要】

対象者 14都道府県33人

(北海道1、茨城県1、栃木県1、埼玉県2、千葉県2、東京都3、神奈川県3、長野県1、大阪府10、兵庫県3、香川県1、福岡県1、長崎県3、宮崎県1)

数字は人数

※ 予告は平成27年5月21日までに実施済み